

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 個人所得税の改正について
- II. 相続税と贈与税の改正について
- III. 事業承継税制について
- § 次回セミナーのご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・中小企業庁・金融庁情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 知らなきゃ損する個人所得税関係の改正

—— 所得税率構造の改正や住宅ローン減税などについて ——

所得税が引き上げられることをご存知でしょうか。この激動の時代にあつて、消費税だけではなく、所得税まで増税されてしまうと、ますます厳しくなるとお考えの方も多いことと思います。ただ、この所得税引き上げは、適用課税所得が4,000万円超の方だけが対象となっており、実際に影響を受けるのは、ごく一部の方ということになります。また投資金額が最大500万円まで譲渡額が非課税になる制度や住宅ローン減税の改正、金融所得課税の一体化など、知っておかないと損する大きな改正がありましたので、以下に解説致します。

### ■ 所得税の税率構造の見直しについて

平成27年分以後の所得税について、現行の所得税の税率構造に加えて、適用課税所得が4,000万円超の金額には45%の税率が新設されます。なお、平成25年分以後の所得税については、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に245万円の上限が設けられており、また給与所得者の特定支出に職務に関連する書籍の購入等が追加され、特定支出合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算できるようになっています。

### ■ 少額投資非課税制度について

少額投資非課税制度とは、日本版ISA、愛称はNISAと呼称されており、毎年100万円まで、5年間で最大500万円までの株式投資や投資信託に関する値上がり益や配当金、分配金が非課税になる制度です。同制度は、平成26年1月1日から始まります。同時に、この制度を利用しない場合には、現行10%の値上がり益や配当金に関する税金が20%に引き上げられます。

### ■ 金融所得課税の一体化について

現行において損益通算できるのは、上場株式等の配当と譲渡損失等ですが、平成28年1月1日以後、公社債等の利子と譲渡損失等についても、損益通算することができるようになります。ただ、非上場株式等の譲渡損益や預貯金の利子は損益通算することはできません。

### ■ 住宅税制について

住宅ローン減税は4年間延長されるとともに、平成26年4月1日以後の一般住宅に関する各年の控除限度額が40万円、認定住宅に関する各年の控除限度額が50万円に引き上げられています。なお、8%又は10%の新消費税が適用されていない場合には、それぞれ20万円、30万円が各年の最大控除額になります。また、特定の増改築等に関する特別税額控除や既存住宅の耐震改修をした場合の特別税額控除、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別税額控除についても、4年間延長され、各々の借入限度額や工事限度額が変更になっています。上記のように住宅税制に関しては、その改正は多岐にわたっておりますので、適用洩れにご注意下さい。



## 中小企業庁情報コーナー

### ■ 平成25年度下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁と公正取引委員会が共同して、下請事業者との取引に関する調査が実施しています。同調査は下請代金法に基づいて実施されるものであり、下請代金法に規定する親会社である場合、インターネット等を通じて、報告する義務があります。なお、同調査に係る報告義務がある下請取引の可否については、提供を受ける役務の内容と資本金等の区分によって規定されており、発注方法、書類等の保存状況、取引対価の決定過程などの設問項目について、規定の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金が科されることがありますので、ご注意ください。



## 金融庁情報コーナー

### ■ 中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書の公表について

中小企業が銀行などから融資を受ける場合、経営者が法人融資を個人保証する融資慣行があります。この個人保証の在り方について、金融庁及び中小企業庁が協議しており、法人が破綻した時に個人保証している経営者がどこまでの弁済責任を負うべきか、個人保証を撤廃したときの銀行の融資姿勢や経営者側のモラルハザード等の影響、個人保証を円滑な資金調達ツールとして捉えた場合の評価、保証債務の残債の取扱いなどを協議した結果が標記の報告書として公表されています。



## 経営指標解説コーナー

### ■ 債務償還年数とは

債務償還年数とは、有利子負債を全額返済するのに、何年で返済できるかを示す指標で、借入債務償還能力を見る際に使用します。有利子負債を営業利益に減価償却費を足した金額で割って算出します。なお、有利子負債から運転資金と余剰資産を差し引いて、正味の要償還債務を求めた上で、経常利益と減価償却費、法人税等の税金の総額である営業キャッシュフローで割って算出する詳細版の債務償還年数を求める方法もあります。同指標が3年以内であれば優良な会社であり、また10年以内であれば適正な範囲内ということであり、10年以上ということになれば、要注意ということになります。銀行から借入を検討する際には、同指標を見ることで、

事業承継税制とは、一定の手続きを経ることで、事業承継の際の贈与税や相続税の納税が猶予される制度です。中小企業であること、従業員が1名以上であること、資産管理会社に該当しないこと、現経営者とその親族で総議決権数の過半数を保有し、かつ筆頭株主であることなどが要件となっています。

#### ■ 主な改正点について

##### <経営承継相続人の要件の緩和>

従前は経営承継の後継者は先代経営者の親族に限定されていましたが、親族外承継についても対象となっています。

##### <贈与者の要件等の緩和>

従前は贈与時に役員でないことが要件であり、また承継期間内に役員給与を受領すると納税猶予の取消事由に該当していましたが、改正後は贈与時に役員であっても、代表権がなければ大丈夫です。また有給役員として残留も可能になります。

##### <納税猶予制度の打ち切りについて>

要件を満たすことができずに納税猶予制度が打ち切りになった場合、従前は納税猶予額にプラスして、利子税2.1%の支払いが必要でしたが、改正後は同利子税が0.9%に引き下げられます。また相続、贈与の5年後以降については後継者の死亡又は会社倒産によってのみ、納税が免除されていましたが、改正後は民事再生法の適用など、事業再生の際にも、納税猶予額の一部が免除されます。

##### <認定有効期間における雇用の維持要件の緩和>

経済産業大臣の認定有効期間、5年間における有効使用従業員数について、従前は雇用の8割を毎年維持する必要がありましたが、雇用8割維持は、5年間の平均値で判定されることになりました。

##### <株式の発行について>

従前は原則として株券を発行し、法務局に供託する必要がありましたが、改正後は株券の発行は制度適用の要件ではなくなります。

##### <事前確認制度について>

従前は経済産業大臣による事前確認が必要でしたが、改正後は事前確認制度が廃止されます。

これらの改正については、平成27年1月1日以後に相続または贈与などによって取得する株式などの財産に関する贈与税、相続税について適用されます。また既に従前の事業承継税制を利用している方も適用が可能となっています。

## 国税庁情報コーナー

#### ■ インターネット公売の実施について

インターネット公売とは、滞納されている税金を徴収する目的で、差押した財産を強制的に売却する手続きであって、買入の申込みなどの手続きに関して、インターネットを利用して行うものです。ヤフー株式会社の「官公庁オークション」サイトで実施されています。なお、直近に行われたインターネット公売の最高価申込者の決定者については、6月5日に公表されることとなっています。

## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

みどりの日やこどもの日などの国民の祝日は、国民の祝日に関する法律という法律で規定されていることをご存知でしょうか。法律ですから、当然目的が定められており、同法の1条には、自由と平和を求めてやまない日本国民が、よりよい社会を築くために、祝い、感謝し、記念する日を定めるとあり、実はとても崇高な目的で規定されています。また各祝日についても、春分の日は自然をたたえ、生物をいつくしむ日。と規定されており、それぞれの祝日について、意味付けがなされています。これらは「国民の祝日について」サイトで公表されています。ご興味のある方は是非ご覧ください。

「国民の祝日について」  
<http://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

### 小さくても勝てる！ 経営セミナー・シリーズ

## 7月「戦略経営セミナー」のご案内

下記日程で中小企業経営者、幹部及び後継者の方々を対象とした研修主体のセミナーを開催します。「戦略経営計画」がメインテーマですので是非ご参加ください。

日 時 平成25年 7月26日(金) 午後2時00分より午後4時00分

テーマ 「計画を作ることは、未来を作ること」  
～ 戦略経営計画の実践 ～

講師 **TFG**経営コンサルタント 新井 敏之

※ 講義後、質疑応答を他のコンサルタントも参加して茶話会的に行う予定です。

会 場 : 大阪産業創造館 6F 会議室D 堺筋本町駅12番出口東へ徒歩2分

会 費 : 1,000円

対 象 : 経営者、幹部、テーマにご興味のある方々

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG** group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 谷風行寛

自社の適正な借入規模を把握することができますし、銀行側も同指標を最も重要視していますので、同指標が10年以内に収まるようにご注意ください。

## II. 相続税や贈与税が大きく変わります

—— 最近取り上げた内容以外の項目について解説致します ——

テレビや雑誌など、様々なマスメディアで大々的に取り上げられたので、相続税や贈与税が改正されることをご存知の方は多いことと思います。今回の改正では、相続税の基礎控除額が引き下げられるので、特に都市部に土地を保有している方や株式などの資産を保有している方に関して、新たに相続税の課税対象になる可能性があります。その他にも、相続税や贈与税の税率構造の見直しや未成年者控除等の拡充、小規模宅地等の軽減措置の緩和等、大幅な改正が行われておりますので、以下にその概要を解説します。

### ■ 相続税の基礎控除の引下げ

相続税に関する基礎控除は、現在、法定相続人数に1,000万円を乗じ、5,000万円を足した金額ですが、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について、法定相続人数に600万円を乗じ、3,000万円を足した金額に引下げられます。

### ■ 相続税の税率構造の見直しについて

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈についての税率は以下の速見表の通りになります。

<相続税の速見表>

| 区分        | 税率(%) | 控除額     |
|-----------|-------|---------|
| 1,000万円以下 | 10    | —       |
| 3,000万円以下 | 15    | 50万円    |
| 5,000万円以下 | 20    | 200万円   |
| 1億円以下     | 30    | 700万円   |
| 2億円以下     | 40    | 1,700万円 |
| 3億円以下     | 45    | 2,700万円 |
| 6億円以下     | 50    | 4,200万円 |
| 6億円超      | 55    | 7,200万円 |

### ■ 未成年者控除と障害者控除について

未成年者控除について、従前は控除額6万円でしたが、改正後は10万円となります。また障害者控除は、85歳に達するまでの年数に対して6万円を掛けたものでしたが、改正後は10万円を掛けたものになります。特別障害者控除については12万円を掛けるのが20万円を掛けるのに変わります。これらは平成27年1月1日以後適用です。

### ■ 小規模宅地等の特例の拡充について

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、平成27年1月1日以後は特定居住

用宅地等の限度面積要件が従前の 240 m<sup>2</sup>から 330 m<sup>2</sup>に引き上げられます。また、一定の要件を満たす住居用宅地と事業用宅地については、それぞれの適用対象面積まで適用することができるようになります。又、この居住用宅地が特例の適用を受けるためには、被相続人が居住していた家屋でなければなりません。平成 26 年 1 月 1 日以後は、次の通り緩和されます。①被相続人が老人ホームに入所して空き家になっていても「被相続人に対する介護が必要なため老人ホームに入所したこと」と「老人ホームへの入所前に住居していた家屋を貸付けたりしていないこと」の 2 つの要件を満たせば適用できる②被相続人である親の土地に 2 世帯住宅を建築し住居スペースが完全に分離していれば適用できなかったのが適用できるようになります。

### ■ 贈与税の税率構造の見直しについて

平成27年1月1日以後の20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合、それ以外の者の場合の税率は、以下の速見表の通りです。

<贈与税の速見表>

| 区分                | 税率(%) |      | 控除額   |       |
|-------------------|-------|------|-------|-------|
|                   | 直系尊属  | それ以外 | 直系尊属  | それ以外  |
| 基礎控除等後の課税価格       |       |      |       |       |
| 200万円以下           | 10    | 10   | —     | —     |
| 300万円以下           | 15    | 15   | 10万円  | 10万円  |
| 400万円以下           | 15    | 20   | 10万円  | 25万円  |
| 600万円以下           | 20    | 30   | 30万円  | 65万円  |
| 1,000万円以下         | 30    | 40   | 90万円  | 125万円 |
| 1,500万円以下         | 40    | 45   | 190万円 | 175万円 |
| 3,000万円以下         | 45    | 50   | 265万円 | 250万円 |
| 3,000万円超4,500万円以下 | 50    | 55   | 415万円 | 400万円 |
| 4,500万円超          | 55    | 55   | 640万円 | 400万円 |

## Ⅲ. 事業承継税制が使い易くなっています

— 親族外への事業承継や雇用要件の緩和などについて —

株式(非上場株式)を承継する際の贈与税や相続税の納税が猶予される事業承継税制を活用することで、中小企業の経営者は自社の株式等を後継者にスムーズに譲渡することができます。ただ、従前の事業承継税制においては、雇用の8割維持など、5年間事業承継要件を維持しなければならない点、親族間の事業承継以外は認められない点、承継期間内に先代経営者が役員給与を受領すると、納税猶予の取消事由に該当する点などから、非常に使い勝手が悪い制度となっており、今回の税制改正によって、これらの点が見直しされて、事業承継税制が使い易くなっています。中小企業経営者にとって、事業を承継することは、非常に関心が高い分野であることから、下記に同制度の概要を解説致します。

### ■ 事業承継税制の概要